

職開発0330第1号  
平成23年3月30日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の取扱い  
の弾力化について

東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の取扱いに係る留意事項については、平成23年3月17日付け職開発0317第2号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例に係る留意事項について」等により通知したところであるが、窓口の職員一人ひとりに対し、下記の点について、再度取扱いの徹底を指示するようお願いする。

## 記

### 1 雇用調整助成金の周知

事業主等から従業員の雇用の維持について相談があった場合、別添1のリーフレットなどを活用して、雇用調整助成金（以下「助成金」という。）の利用を積極的に働きかけるとともに、助成金の利用に係る相談があった場合は、震災の影響により様々な困難を抱えていることに留意し、相談者の立場に立った丁寧な対応（下記2及び3を参照）に努めること。

### 2 申請関係書類の取り次ぎについて

申請関係書類については、申請事業所の住所を管轄するハローワーク又は労働局（以下「管轄ハローワーク等」という。）において受理することを原則としているが、管轄ハローワーク等以外においても、申請関係書類が持ち込まれた場合はこれを取り次ぐこととしているところである。

しかしながら、移動に困難を抱える事業主等に対し、管轄ハローワーク等を案内することにとどまる対応をしている事案も見受けられることから、相談に

来た事業主等の置かれている状況を十分踏まえ、申請関係書類の提出が最も容易な方法を提案するなど、事業主負担の軽減に努めること。

### 3 申請関係書類の提出の弾力化

津波等の被害により、申請関係書類の提出が困難な場合、別添2等によりその旨の疎明等があれば、事業主が必要な事項を疎明することで代替して差し支えないとしているところである。

しかしながら、申請関係書類の提出が困難な事業主等に対し、通常どおり必要な書類の案内をすることにとどまる事案も見受けられることから、津波等の被害で消滅した書類については、事業主の疎明により代替して受給手続きを開始し、提出が可能になった時点で求めることとする旨を案内し、事業主負担の軽減に努めること。

### 4 迅速な支給への取り組み

震災の影響で、助成金の支給申請が急増することが見込まれるが、事業主の雇用維持の取組を迅速に支援する必要があることから、これまで初回の支給申請について2か月以内に支給していたことを踏まえ、迅速な支給に努めること。なお、支給申請が急増することが見込まれる労働局に対しては、現在、応援体制を組むことを検討中であるため、追って担当部署から連絡する。

# 労働者の雇用の維持に 雇用調整助成金を活用してください！

東北地方太平洋沖地震の影響(※1、2)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇いを維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の2/3(中小企業の場合は4/5)が助成されます(※3)。

※1 事業所の倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や待避指示など法令上の制限を理由とするものは助成対象となりません。

このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくとも失業手当が支給されます。

※2 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などに助成対象となります。

詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

※3 1人1日当たり7,505円が上限です。

## 【支給要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること(※)

※ 青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、最近3ヶ月ではなく1ヶ月の生産量、売上高等がその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

〇〇労働局長殿

雇用調整助成金に係る申請関係書類の代替について

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の申請等に必要な以下の添付書類について、以下の理由により、現時点での提出が困難な状況であるため、当分の間、疎明により代替させていただき、提出が可能となった時点で提出することを誓約します。

（疎明により代替する添付書類）

- 労使協定書
- 企業の業務内容、資本金を確認する資料
- 常時雇用する労働者の数を確認する資料
- 賃金締切期間、所定労働日が確認できる資料
- 生産量等の減少が確認できる資料
- 過去3か月間の賃金台帳

（提出が困難な理由）

例) 津波被害により書類を消失したため。  
従業員の出勤が困難であり、作成ができないため。

（ 事 業 主 名 称 ） ⑩